HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	「経営者革命」論のジェネアロジー
著者	河西，勝；KASAI，Masaru
引用	季刊北海学園大学経済論集，69(3・4)：27-44
発行日	2022-03-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

《研究ノート》

「経営者革命」論のジェネアロジー

河　西　　勝

「所有とコントロールの分離」という問題

バーリ＆ミーンズ（1932）は，「所有とコントロールの分離」をもたらすものとして，「経営者革命」を論じた。バーナム（1941）とチャンドラー（1979）は，バーリ＆ミーンズ（1932）の「所有とコントロールの分離」を適用して，それぞれ別個に，経営者革命論を発展させた。バーナムは，「経営者革命」を一次大戦前の資本主義社会を超える，しかしソ連型の社会主義でもない，合衆国・ドイツ・日本など少数のスーパー国家からなる「経営者支配社会」の建設と捉えた。チャンドラーによれば「経営者革命」は，19 世紀末から始まり，1920 年代に「経営者資本主義」をもたらした。ラゾニック＆シン（2020）は，チャンドラーの「経営者革命」を適用して，この 1920 年代以来の，価値創出と価値摘出をバランスする「留保および再投資」レジュームは，1980 年代以降，「ダウンサイズ，そして留保でなく分配」へと転換した，と主張する。「株主価値最大化」イデオロギーによって，ビジネス法人企業の略奪が合衆国の標準になった。今後は，この支配的イデオロギーを排すると共に，かつての「留保および再投資レジューム」をともかくイノベイティブ企業の成長をもっていかに復活させるか，が課題となる。

バーナムとチャンドラーの「経営者革命」は，その開始時が，前者は一次大戦以後，後者は十九世紀末以後と，全く異なる。後でみるように，バーナムの方法論は宇野三段階論に通ずるが，チャンドラー，そしてラゾニック＆シンのアプローチはそうではない。ただし，彼らはバーリ＆ミーンズの問題意識―実質的固定資本機能と乖離した株式証券と経営者支配との関係という現代的問題―を継承し，それを徹底的に具体的につまり現状分析的に追及している。以下では，バーリ＆ミーンズ（1932）およびバーナムの「経営者革命」論の検討を通じて，チャンドラーの経営者革命論を継承するラゾニック＆シン（2020）の方法論上の難点（特に経営者革命の開始期をめぐる）を明らかにする。そのうえで，両著書の極めて豊かな具体的な内容を，いかに，宇野理論の現状分析上の空白を埋めるために活用しうるか，展望する。便宜上，まずは，宇野の三段階論では，「所有とコントロールの分離」をどう理解するか，ひとつの仮説を示しておきたい。

1．現状分析としての経営者革命

所有とコントロールの一体性（原理論）；

19 世紀 70 年代から西ヨーロッパ中心に，しかしアメリカではより大規模に普及発展した公開株式会社とは，戦略経営者としての社外取締役が，株主の代理人としてみずから形成し所有する工場・農場など生産手段・固定資本の用益を，機能経営者としての社内取締役に短期的に，つまり一年ごと更新で，貸し

付けることから成り立つ。機能経営者は，この短期的に借入れた固定資本用益 rS，賃借りした労働用益 wL，購入した原材料・部品など中間財 gHQ，つまり生産の三要素を合理的にコントロールすることによって，生産物を生産する。生産された生産物を商品化して得る販売収入 pQ によって，生産費を回収する。この生産費の回収は，中間財と中間財の交換としての収入 gHQ＝費用 gHQ を除けば，資本所得 rS および労働所得 wL による最終財の購入に対して，相対（あいたい）取引の関係にある。ここに供給等式；pQ＝wL＋gHQ＋rS（平均利潤）と需要等式；pQ＝wL＋gHQ＋rS（絶対地代）の二つの等式が成立する(注1)。「所有とコントロールの一体性」とはこのことであり，これ以外の意味はない。「所有とコントロールの一体性」とは，貨幣資本循環（M－C…P…Ĉ－M̀）と自己調整市場（C－M…資本家・労働者家族…M̀－Ĉ）との契約上の相対（あいたい）取引関係を示すもので(注2)，このような古典的な公開株式会社にも貫かれる資本家的企業の競争上の自律性解明が原理論固有の課題をなすのである。これらの同業種内および異業種間の分業を担う資本的企業の集合が純粋資本主義社会を構成することになる。

固定資本用益は「制限され独占せられる自然力」であるゆえに，需要曲線と供給曲線の交点を創り出す限界原理が作用し，産業部門間では，限界生産単位（工場）ごとに，絶対地代＝平均利潤が成立する（絶対地代はいわゆる固定費と同義であり，平均利潤は固定費の回収である）。それと同時に，同一産業部門内では，最新技術を先駆的に採用する労働生産性がより高い生産単位（工場）ごとに，超過利潤＝差額地代が発生する。超過利潤の獲得をめざす同業種内の企業間競争を通じて，新世代技術が普及しイノベイションが進行する。結果的に，産業業種ごとに，単位量当たり生産に必要な労働時間量は減少し，労働生産力は一段とたかまる。需要曲線と供給曲線の交点は，右下方に移動し，平均利潤＝絶対地代（固定費），超過利潤＝差額地代　の関係が新しく成立する。

ここで重要なことは，以上のイノベーション過程における限界原理および労働価値原理の作用は，すべて，固定資本の形成・再形成および所有という段階論的歴史過程を前提にするという点である。固定資本の原理的作用（論理）と固定資本の形成・所有（歴史）とは，後者が前者を裏打ちするという関係にある。租税国家とレッセフェール金融システムは自律的な資本家的企業（私有財産制度）成立の当然の前提である。他方で，この自律的な資本家的企業の集合は，均衡財政国家と金融の存在（私有財産制度）を可能にさせる。それぞれの自律的資本家的企業における「コントロール（経営論理）と所有（歴史）」の一体性に他ならない。要するに原理論と段階論とは表裏の関係にあることが十分に理解されなければならない。今はやりのいわゆる「変容論アプローチ」なる論理・歴史説が，幼稚な思い付きに過ぎない所以である。

（注１）ここで，pQ の p は製品の単価で，均衡価格を示す。以下はすべて年間数量を示す。Q は供給数量。gHQ の gH は，中間財の単価であり，Q はその数量である。wL の w は時間賃金，L は労働総量。rS（絶対地代つまり固定費，あるいは平均利潤）の r は，一般的な貨幣利子率（公定歩合を反映），S は固定資本金額である。

（注２）ここで資本家家族とは，社外取締役による固定資本の形成・所有のために出資する資本家家族を意味する。株式証券を受け取る代わりに資本金を払い込むのである。この資本家が発行される株式証券を受け取ったり，あるいは株式証券を売買するためには，証券市場や商業バンキング，投資バンキングなどからなる，金融システムが歴史的現実的に発展していなければならない。つまり，金融システムの発展は，段階論上の課題になる。

株式会社と金融システム（段階論）

株式会社組織は，社内取締役および社外取締役からなる取締役会と株主総会によって構成される。社外取締役は，株主総会たるプリンシパルのエイジェントとして，受託人（フィデイシャリー）の地位を与えられる。それに対して，社内取締役は，労働報酬を受取る経営者として，実際に資本循環（貨幣資本，生産資本，商品資本の三つの資本循環がある）の運動を担う。それゆえ，社内取締役は，株主総会の代理人（フィデシアリー）としての社外取締役に相対して，固定資本（工場）の賃貸借契約を結び，それを履行する立場に立っている。この固定資本用益の商品化に対応して，固定資本所有者・株主の側に，商品取引契約上の義務と権利が発生する。つまり，一定の労働生産力を実現できる固定資本用益を提供する義務とその提供に対して地代をうる権利である。この権利義務関係自体は地代論によって原理的に解明される。では，社外取締役は，このような固定資本をいかにして金融上の支援を得て形成し所有するか，これが段階論上の課題となるのである。

イギリスでは 19 世紀中葉以来，商業バンキングと投資バンキングを分業する専門化銀行が発展した。ドイツ，合衆国，日本では，同世紀末葉以来，両バンキングを兼業し，顧客企業での役員兼担を許すユニバーサル銀行が発展した。両バンキングがもたらす貨幣市場と資本市場の相互補完関係の下で，資金の商品化，資産・生産手段の賃貸借によるキャピタリゼイション，おなじ意味で，地代の資本利子化の論理が成立する。この場合に，社会にあちこち散在する遊休資金は，遊休のままであるとか自己金融化するなどの余裕はない。商業銀行への預金か証券取引所での国債投資・株式投資か，いずれかを選択せざるをえない。当然にも，貨幣利子率と資本利子率（資本収益率）とは限りなく接近する。かくして一次大戦以前には，中間財，労働用益，資金用益そして固定資本用益からなるリソースの最適配分が世界市場的規模で現実的に実現していた。

一次大戦前の国際的金本位制のもとにあるレッセフェール金融システムでは，投資バンキングと商業バンキングの協働により，生産物商品の販売を促進する貨幣市場と固定資本形成を可能にする資本市場（株式市場）との相互補完関係（金融市場）が世界市場規模で発展していた。それに対応して，企業内や狭い近隣地域内に限られるいわゆる自己金融は，景気循環に対応する若干の配当準備金などを残してほとんど消滅した。それゆえ，一次大戦以後，公開の株式会社企業内に起った自己金融の肥大化なるものは，真に世界的に流動的な金融市場の崩壊と遊休資金の大量発生を意味する。そしてそのことが「所有とコントロールの分離」をもたらす。

「経営者革命」の現状分析

一次大戦への参戦と防衛費の増大を予定して，合衆国では，1914 年の大戦開始以来，株主個人の受取り配当金に課される累進的所得税率が年々引き上げらた。株主への配当金の支払いを采配する取締役会は，税金の支払いを回避するために，利潤から加速度的に減価償却費を控除し，社内に留保することによって，配当金の支払いを大幅に減少させた。最大化された受取り配当金のほとんどが，再び固定資本形成のための株式投資に向けられるという従来の資本市場システムは崩壊した。金持ちや富豪は，配当金の減少と課税で減少した資本所得を，ふたたび，株式投資に向けることに躊躇する一方で，また進んで持ち株を市場に放出し株式市場からイクジットした。かくて大多数の少数株主が生まれ，一般的に株式所有は分散化した。その一方で，減価償却積立金の形で社内に留保された大量の余剰資金は，固定資本形成・再形成の長期的な金融よりも，むしろ短期的に，銀行への預貯金，

労賃・社内福祉支給や高騰が予想される原材料の調達などに向けられた。自己金融の肥大化である。社外取締役が株式発行により資金を調達して形成し所有する固定資本を社内取締まりがコントロールするという，本来的な「所有とコントロールの統一性」は崩壊した。社内取締役は，経営体の「コントロール」を拡大する一方で，役員人事，配当金の支払い，研究開発など固定資本の形成と所有に関する戦略経営にも深く関与し，実質的に社外取締役に代わって裁量権を行使するようになった。フィデシアリーの空洞化を伴う「所有とコントロールの分離」である。

なお本論文では全く触れることができないが，重要かつ困難な課題は，まさしくこのような経営者コントロールのもとにある脱資本主義的企業が，国債発行によりますます債務を肥大化・貨幣化する金融財政国家とどのように提携し，またブレトンウッズ体制とその変遷などの世界的政治経済的展開とどのように対応もしくは対抗していくのか，これらの現状分析である。

2．バーリ＆ミーンズの問題提起

所有とコントロールの分離

> …たとえ個人が自分で投資し，自分の裁量で活動し，自分でビジネス上の取引を行う場合でも，その事業を法人化することは，ずっと以前から可能であった。それを行ったところで，彼は，名目上の媒体としての株式会社の設立によって，自分の法律上の分身を創り出したに過ぎない。もし株式会社という形態がそれ以上の何ごともなさぬものであったら，われわれは，特定の法律的衣服をまとわせる目的で個人が事業を進めているという，興味ある習慣だけを取り上げればよいことになる。そのようなものは，財産保有ならびに経済活動の組織化において何ら根本的な転換を伴うものではない。だから，封建時代の社会制度にも比すべき「支配体制」とは，とても言えないのである。…株式会社の支配体制は，この非公開の，もしくは「閉鎖的」なタイプの株式会社が，本質的に異なった形態，つまり「見せかけだけ公開」の株式会社に道を譲るときにのみ，出現する。それは，所有者（株主数）の増大を通じて，所有権と（生産手段に対する投資戦略的および機能経営的な…引用者）コントロールとがほとんど完全に分離した株式会社である。（バーリ＆ミーンズ 1932．5p．森訳 5 ～ 6 頁）

バーリ＆ミーンズ（1932）によれば，アダム・スミスとその追随者にとっては，「私有財産とは，占有を伴う一つの統一性である。かれらは，所有権をコントロールと結びつけて考えた。」(注3) しかし今日，おそらく特に一次大戦以降に発展してきたと考えられる（おそらく，というのは，バーリ・ミーンズにおいて明確でなく暗黙の了解とされていると思われるから）現代の株式会社においては，このような「所有とコントロールの統一性」は，損傷している。「受動的財産―特に株式，社債などの証券」は，その保有者に対して，事業からの（配当金や利子の受け取り，キャピタル・ゲインなど…引用者）利権は与えるが，（固定資本の形成・所有を含む…引用者）そ

（注 3 ）ここの文章の難解さは，「所有権」を，生産手段形成としての投資（戦略機能）を含めるものと考え，一方で，形成され所有される生産手段を占有利用（機能経営）する意味で，「コントロール」とすることによって解消されよう。前者の事業投資戦略は，本来的に生産手段の所有者もしくはその代理人によるもので，所有権上の役割である。後者の機能経営・コントロールは，生産手段の賃貸借契約にもとづく「ビジネス上の取引」を意味する。しかし上の引用文の続きが示していることは，現代公開会社では，本来の所有権上の課題である「事業投資戦略」の運用が，機能経営者である「社内取締役」の実質的権限に移行しているという点である。この点に，バーリ＆ミーンズは，所有からのコントロールの分離，もしくは所有権・私有財産に対する会社経営者の実質的侵害を認めたのである。

の事業そのものに関しては，いかなる支配権も与えないし，またいかなる責任も含意していない（フィディシャリーの崩壊）。実際の事業を構成している「能動的財産—工場設備，のれん，経営組織など」生産手段は，ほとんどの場合に，所有権上ではわずかな利権しか持たない個人（社内取締役…引用者）によってコントールされる。（バーリ＆ミーンズ 1932．p.304．森訳 325～ 6 頁）

> 資本主義制度（capitalist system）として理解された私有財産が急速にその本来の性格を失ってきた。受動的財産および積極的財産関係が同じ個人ないしグループに帰属する場合に，そこにわれわれは，古典派エコノミストが想定する私有財産の存在をみる。「見かけだけ公開」の株式会社が発展してきて，それらが別々の個々人に帰属する場合には，（能動的財産たる）生産手段については，私有財産というものは姿が見えなくなる。一方で，株式証券については，その（受動的財産）所有者はその証券を保有し処分する権限を持っているから，私有財産はいぜんそのままである。だが，彼が保有するその株式証券なるものは，不完全に保護された一組の権利および期待を表現するたんなる標章に過ぎない。転々売買されうるものはこの標章の保有権であり，その売買が生産手段（能動的財産）に及ぼす影響は，あるにしても僅かでしかない（バーリ＆ミーンズ 1932．p.219 森訳 325～ 6 頁）。

積極的財産（生産手段）の占有つまり所有権はさておき事業をコントロール（戦略および機能経営…引用者）する権力が，いったい，その占有者に属しかつ占有者が処分しうる私有財産と見なすことができるかどうかは，将来の問題であり，いまは何らの予測もなしえない（バーリ＆ミーンズ 1932．305p．森訳 326 頁）。しかしながら，大規模な公開会社が出現し，経済組織が強固さを増しその権力が少数者の手に集中する。それにつれ，権力を持つものの居場所が容易に確かめられるようになり，特に 1930 年代の不況期にそうであるように，権力の責任に関する要求がますます直接的なものになってきた（バーリ＆ミーンズ 1932．p310．森訳 332 頁）。この要求はいかに有効性を高めていくか。バーリ＆ミーンズは，「今後あり得る発展の中で重要と思われる」三つの流れに注目して，以下のように論じている。

株主，経営者，ザ・コミュニテイー

一，伝統的には，株式会社は，その株主あるいはもっと広い意味で会社の証券所有者に「属する」。彼らの利益こそが，法人企業活動の目的として認められる唯一の利益である。この伝統に従い，先に見たような所有権の性格の変化を考慮しないならば，その厳格な財産権の法理を「受動的財産所有者」に適用することは可能である。この法理の適用によれば，法人企業のコントロールを担うグループは，受託者の地位 trusteeship におかれる。その地位のもとでは，そのグループ（fiduciary 受託者）は，証券所有者の単独利益のためにのみ，その法人企業を運営し調整することを要求される。後者は，彼らが利害関係を有するその能動的財産に対する，責任の受け入れ，権限の行使をやめているという事実があるにもかかわらず，にである。（バーリ＆ミーンズ 1932．p310～ 1．森訳 332～ 3 頁）

二，以上のような厳格な財産権という法理に正反対の見解が存在している。それは明らかに，巨大株式会社の法律担当者やこの分野の信頼できる研究者によって支持されている。すなわち，株式会社の発展は，一組の新しい諸関係を創り出す，それが，支配的グループ（経営陣）に，その行使に関して，いかなる暗示的な義務によっても制限されない絶対的な権力を与える，というのである。このロジックは，極端な結論を導く。すなわちもし，

これらの新しく成立している諸関係を理由にして，たとえば，法人企業をコントロールするものが，彼ら自身の利益のために企業を運営することができ，そして，所得の流れから生まれる資金資産の一部を，彼ら自身のために流用することができるとしても，それは彼らの特権だとするのである（フィディシャリーの崩壊…引用者)。この見解では，新しい諸権力は準契約的理由で獲得されたのであるから，証券保有者がそのことから受けるかもしれないいかなる損失も事前に了解済み，であるとされる。つまるところ結果は，これらの諸権力を発生させる法的，経済的諸関係の存在を，私有財産の原理の修正として率直に認めなければならないことになる。(バーリ＆ミーンズ 1932．p311．森訳 333 頁)

三，法人企業の支配的グループは，その権力の拡大を利用して，すでに伝統的な障害―株式会社は，受動的財産の所有者の便益のためにだけに運営されるべきという要求―をかれら自身の利益のために打ち破った。とはいえ，そのことは，こんどは権力がその支配的グループ（経営陣）の利益のために用いられるべきだと主張する論拠にはならないし，実際にそのような構想を支持する行動も言葉もいまだかって提示されたことはない。むしろ支配的グループ（経営陣）は，所有者（株主）だけでもコントロールする者（経営者）だけでもない，もっとはるかに広いグループの権利のために道を開いた。かれらは，現代株式会社が特定の者というよりも社会全体に奉仕することを必要とする状況において，ひとつのコミュニテイーを見い出したのである。(バーリ＆ミーンズ 1932．p312．森訳 334 頁)

> この第三の選択肢が，法人企業の活動について全面的に新しいコンセプトを提供する…。明瞭さとその力において前進を続けるのはザ・コミュニテーの主張である。…ザ・コミュニテイーの義務をはっきり確定する制度が作り出され，それが広く受容されるその瞬間に，今日の受動的財産権は社会のより大なる利益を前にして譲歩しなければならない。たとへば法人企業のリーダーが，公正な賃金，従業員の安全，公衆への適正なサービス，ビジネスの安定などを盛り込んだプログラムを策定し，それのすべてが受動的財産所有者の利潤の一部を流用することになるとすれば，またそのザ・コミュニテーがそのような計画を，産業の諸困難の論理的，人道的な解決策として一般的に受け入れるとすれば，受動的財産所有者の利益は，譲られなければならなくなるだろう。…巨大株式会社のコントロールが，純粋に中立的なテクノクラシーへと進化して，ザ・コミュニテイーにかかわる様々なグループの要求のバランスをとり，金銭欲というよりも，公共政策の中心にあって所得の流れをそれぞれのグループに配分していく―そういう選択肢が考えられるし，株式会社制度が生き延びるにはそのことが不可避ではないかと思われる…。(バーリ＆ミーンズ 1932．p312．森訳 334 頁)

第三の展望は，約 50 年後に「ステイクホルダー・キャピタリズム」と誤って（というのはキャピタリズムというのはその正確な表現とはいえないから)，一般的に呼称されることになる。それに対して，第一と第二の展望は，両者を二者択一としてではなく，その混合形態としてみれば，やはり 50 年後の 1980 年代以降，新自由主義とともに隆盛を誇った，ラゾニック＆シン 2020 がいう「株主価値最大化」イデオロギーと結びつく。これらの展望はいづれも，株式会社に関する新古典派のプリンシプル・エイジェンシー理論によるものとされる。しかしここではまず，バーリ・ミーンズ（1932）の議論の特徴と問題点を次のように整理しておく。

バーリ・ミーンズの問題点

バーリ・ミーンズ（1932）は，個人企業に

見られる生産手段の（形成および）所有と生産手段のコントロール（機能経営）の「一体性」の論理によって，私有財産・資本主義制度を定義づけたといえる。さらに生産手段の（形成および）所有と生産手段のコントロール（機能経営）とを人格的に分離する19世紀中葉までの非公開株式会社でも，原理的に両者の「一体性」は貫徹する，とされている。その点をふまえて，バーリ・ミーンズ（1932）では，「所有とコントロールの分離」とは，受動的財産所有者（株主など）が喪失したフィディシャリー上の能動的財産（生産手段の形成および所有）としての生産手段が，その占有利用をふくめ，専門的経営者（社内取締役）によって，全面的にコントロールされるようになることを意味する，と理解された。こうして資本主義的財産は，到着地点は不明だが「過渡期の財産」（バーリ＆ミーンズ 1932．p3．森訳3頁）に移行し，将来的には工場など生産手段（能動的財産）のコントロールは，個々人の私利私欲を克服するザ・コミュニテイにゆだねられるべきだ，とされた。

以上のバーリ・ミーンズの議論で決定的に欠落する論点は，一次大戦に至るまでのほぼ四十年間にわたり先進国に急速に普及発展した，いわゆる古典的な公開株式会社における「所有とコントロール」の「一体性」をどう考えるかである。宇野理論のいわゆる「段階論的解明」であるが，その解明によってこそはじめて，公開株式会社における「所有とコントロール」の原理的一体性の意味を，それゆえまた一次大戦後，両者を「分離」するゆえに「脱資本主義的」といってよい公開株式会社（ザ・コミュニテー）が発展する意義を，より明確にすることができよう。この点に留意して以下では，「所有とコントロールの分離」を，バーリ＆ミーンズ（1932）に倣って「経営者革命」とするバーナム（1941）およびチャンドラー（Lazonick and Shin2020）の議論を検証していく。

3．バーナムの経営者革命論

バーナムは，バーリ・ミーンズのいう「所有とコントロールの分離」を次のように批判する。

> …バーリ・ミーンズの…分析には，かなりの基本的な欠陥が存在している。本当のところは，「所有とコントロール（経営）の分離」という発想は，その法律上のメリットが何であれ，社会学上の，もしくは歴史上の意味を何ら持たないということである。所有はコントロールを意味する。もしコントロールがなんら存在しないのであれば，その場合には，所有は何ら存在しない。所有と同じ意味のコントロールということの主たる特徴は，当該の所有対象へのアクセスと，その生産物の分配における特恵的取扱いとの二つに対するコントロールである。もし所有とコントロールが実際上，分離されるならば，その場合には，所有は，「コントロール」へとやり方を変えたのであり，コントロールを分離したその所有は，無意味なフィクションであるということになる。
>
> このことはちょっと考えてみるだけで完全に明らかである。たとえば，私が，家屋を所有しているとする。このことは，少なくとも正常な環境の下では，私は，別の人がそこへ立ち入ることを阻めることを意味する。そのことは，政治的な諸機関を有する発達した社会においては，必要な場合には，国家（この場合には裁判所によって裏づけられる警察力）が，私のものであるその家屋へのアクセスに対するコントロールを強行してくれることを意味する。a もちろん，私は，私のコントロールを，リース（賃貸）をつうじて一時的に，あるいは売却や贈与を通じて永久的に，a′ 譲渡することができる。しかし，これらの行為ならびに類似の行為は，その基本点を変えるものではない。さらに，家屋によってもたらされるもの（暖かさ，安全，プライバ

シー，ならびにb．賃貸料）が存在する限り，オーナーとしての私は，この場合におけるアクセスに対するコントロールというまさにこの事実によって，これらの暖かさや安全などを受け取る上で，特恵的な取扱いの権利を与えられる（a．a´．b の下線は，引用者による）。（Burnham 1941．p.92～3。武 山 訳 97～8 頁）

所有物が生産手段の形態，たとへば工場，機械，鉱山，鉄道などの形態をとる場合も，状況は同じであって，単により複雑になるだけである。社会学上および実際上の意味としては，生産手段のオーナー（もしくはオーナーたち）が，…事実上，これらの生産手段へのアクセス，およびその生産物の分配における特恵的取扱いをコントロールするもの（またはグループ）なのである。

c これらの二つの権利，つまり，生産手段へのアクセスと（収益）分配における特恵的取扱いは，所有において基本的であり，それが，…社会における優勢かつ支配的な階級関係を決定する。これらの支配階級は，これらの権利を，少なくとも社会の他の人々よりも，より大きい量において持つグループから構成されるのである。（ただし c 下線は引用者による。Burnham1941．p.93。武山訳 98 頁）

バーナムの問題点

ここにおいてバーナムは，所有とコントロールの，同一人格における一体性を，（1）資本主義的企業の原理的特徴をなすものと理解する点において，また（2）その原理的特徴をバーリ・ミーンズのいう「所有とコントロールの分離」の不合理性（とバーナムが考えるもの）に直接的に適用するという点において，二重の誤りを犯している。

第一の誤りについていえば[注4]，生産手段を形成し所有することと，それを占有・使用して，また労働者を監督しながら実際に生産物を生産することとは，同一であるとはいえない，全く別のことがらである。仮に両者を同じ人物が行うとしても，その生産性の最大化を意味するといえる，生産手段の占有およびコントロールとその形成および所有との一体性が保証されるわけではない。むしろ多くの場合に逆である。一定の労働生産力の最大化という意味での所有とコントロール（経営）の一体性実現のためには，一般的には，生産手段の形成および所有は，所有者が責任をもって担当する一方で，上記引用文の下線 a，a´，b のように，生産手段とともに労働力と原料・部品など中間財からなる生産の三要素のコントロールは，専門的経営者に任せた方がよい。実際にバーナムも指摘する様に[注5]，下線 a，a´，b が示すリースと賃貸料

（注 4）バーナムの「所有とコントロール」における同一人格性の理解（われわれにとっては誤った理解）は，マルクスに由来する。マルクスはその特有な資本概念 M－C…P…Ĉ－M̀によって，土地以外の生産手段・固定資本は，自ら所有し，土地所有者から土地を借り，労働者から「労務を賃借りして」「その生産物の所有権を持ち続けるもの」を「ブルジョアもしくは資本家」と定義づける（Burnham 1941．p11～7．武山訳 10～17 頁）。ただし，バーナムは，新古典派のワルラスと同様に生産手段に「土地」をふくめる点で，リカード，マルクスとは一線を画する理論的健全さを示している。おそらくこのことがバーナムに株式会社のコントロールと所有との関係の問題を正しく理解することを可能にさせた。一方で，マルクスや宇野は，固定資本としての生産手段を土地から切り離すという，論理上の脱線をした。そのために彼らは固定資本形成および所有とその生産手段の占有・利用・コントロールとの「一体性」について，解明する道が閉ざされた。

（注 5）バーナムは言う。「資本主義の初期の時代には，アダム・スムス前後の観念論者の理想としての典型的な資本家は，工場である程度信頼できる熟練の労働者に割り当てる以上の経営上の機能が存在する限りで，彼自身，自ら経営者であった。しかしこのようなタイプの企業は，近代産業の技術的発展と並ぶ大規模な公開の株式会社の成長によって，中小企業などの例外を除いて国民経済の重要な部門から事実上，一掃された。…生産技術上の変化を通じて，生産の全過程に対する経営者

の関係は，株式会社の経営者と資本家株主との間の固定資本賃貸借関係において原理的に成立する。この原理的賃貸借関係は，固定資本形成および所有のための金融システムによって裏打ちされる。この金融関係を明らかにすることは，段階論の課題になる。かくして，第二の誤りも克服され，「所有とコントロールの分離」は原理論・段階論標準をこえる現状分析的対象であることが明確になる。

「所有とコントロールの一体性」とは

より正確に言えば，固定資本用益をコントロールする機能経営体と固定資本の形成および所有との一体化による一定の労働生産力の実現を根拠にして，販売市場シェアを獲得し得る生産物の労働生産過程が成立する。固定資本用益を固定費（絶対地代）を支払って購入し，生産された生産物の内の最終財を，支出した固定費を回収し平均利潤を実現する生産価格で売却する（M－C…P…Ĉ－M̀）。経営体としてのこの貨幣資本循環に対して，固定資本を形成し所有し，その用益を商品化し，受け取った固定費・資本所得で，設備投資・固定資本形成にも利用しうる最終財を購入するいわゆる「自己調整市場」（C－M…資本家家族…M̀－Ĉ）が対応している(注6)。労働用益を商品化して得た賃金（労働所得）で最終財としての生活資料を買い戻す関係と同様である。ここには，バーリ・ミンーズが現代株式会社に関して指摘するような，株式証券と生産手段としての固定資本所有との乖離はない。株式証券に対する配当金は質量において絶対地代（固定費）に等しい。

かくて株式会社組織は，社内取締役および社外取締役を含む取締役会と株主総会によって構成される。社外取締役は，株主総会たるプリンシパルのエイジェントとして，受託人（フィデイシャリー）の地位を与えられる。それに対して，社内取締役は，労働報酬を受取る経営者として，実際に資本循環（貨幣資本，生産資本，商品資本の三つの資本循環があるし，またそれぞれに，自己調整市場がかたちをかえて相対している）の運動を担う。それゆえ，社内取締役は，株主総会の代理人（フィデシアリー）としての社外取締役に対して，固定資本の賃貸借契約を結び，それを履行する関係に立っている。

株式会社組織論

バーナム（1941）によれば，アメリカの自動車製造株式会社の組織は，A．経営者，B．重役，C．金融資本家，D．株主，の四グループから構成される。本来的には，この組織構成において，A．とB．は，社内取締役として経営体を構成する。C．はみずからも株主として社内取締役であり，D．資本家の代理人である。Cは固定資本を形成・所有し，経営者A．Bに対して固定資本に関して一年ごとの賃貸借契約を結ぶ。Cは，株主総会に

の機能は，より独特的になり，より複雑になり，より専門化する。それと同時に経営者は，以前において経営管理の機能を担っていた…ブルジョアを，撤退させる。」（Burnham 1941．p81-2　武山訳 86～7頁）。ただし，所有とコントロールの人格上の分離を実現する株式会社企業のもとでは，機能経営から撤退したものは，資本家，株主つまり固定資本を形成し所有するものとして，社外取締役に留まることに注意。彼らは，社内取締役経営者との間で，所有とコントロールの一体性の実現を可能にする，固定資本の賃貸借契約関係を形成し資産を資本化する（資産としての生産手段の賃貸しがもたらす地代のキャピタリゼイション）資本家的機能を継続することになる。

（注6）原理論は，循環資本（M－C…P…Ĉ－M̀）と「自己調整市場」（C－M…資本家家族…M̀－Ĉ）との間での，形成・所有する固定資本の用益と生産された最終財との相対（あいたい）取引関係を価値法則として明らかにする。原理論では，具体的な企業形態や金融システム，資本家族やそれ以外の機関投資家，各種ファンドなどの出資活動は前提にはするが，とうぜんに直接的には論じないことになる。

対する代理人としてのフィデシアリーの地位にある。D は株主総会上プリンシパルを構成する。したがって，この四区分は，本来的には，資本家企業における所有とコントロール（経営）の一体性の成立を示している。しかしながら，バーナムによる四区分のそれぞれの具体的な内容についてみれば，かつて資本家の代理人 C. のもとに，固定資本（工場）の賃貸借契約をつうじて一体化していたコントロールが，形式上はともかく実質上すでに A. B のもとに移転している（注)。たとえば経営者 A は，バーナムによれば，「実際に今日生産手段をマネージしている者」であり，「生産手段の支配に基礎を置く支配階級としての地位」にある，とされる（バーナム 1941，邦訳 83 頁)。

A. 経営者；経営上の役員，生産経営者，プラント最高責任者など。このグループは，生産の技術的過程について実際上の責任を負う。彼らの仕事は，原材料，道具，機械，プラント施設，装備そして労働者を組織して，自動車を製造することである。この場合に注意すべきは，いずれの経営者グループにとっても，管理する生産領域は非常に限られていることである。その領域は，単独の中小の工場または鉱山かもしれないし，またはひとつの工場内の単独事業部かもしれない。合衆国の巨大株式会社の総支配人の場合のように，多数の工場，鉱山，鉄道，等々に及ぶことがある。

B. 重役；最高位にランク付けされ，最高額を支払われる取締役員。会社に利益を導く機能，つまり利益を生むために，最も適切な価格と数量で，自動車を売る機能，原材料や労働に支払われる価格に関して交渉する機能，配当率の決定な金融条件をきめる機能など。

C. 金融資本家（取締役員として，重役を任命する銀行家と大金融家)；彼らの直接的な関心は，自動車会社についてのみならず，多くの他の会社や多くの市場操作に関する金融的状況に関心を持つ。彼らは，自分の会社を他の会社と合併させることを望むかもしれないが，それは，発行株式や発行社債を公衆に売るためであり，生産の技術的過程への，もしくは，自社の営業利益への影響とは無関係である。しかし，この第三のグループは，ともかく株主である。彼らは全体で株式の過半数を所有していない。しかし普通は，株式のかなりのブロックを所有しており，必要が生じる場合には，少数株主から，過半数投票をなしうるに十分な「代理投票」の委任状を獲得できる。この意味で，このグループは，会社及びその資産に含めれられ生産手段に対する法律上の所有権を持つ地位にある。

D. 株主；最高の議決機関である株主総会の構成員。大部分は，会社の株式の実質的な過半数の合法的所有者であるが，会社にたいして，全く受動的な関係におかれている。会社に対する実質的な権利は，取締役会が決める持株数に比例する平等な配当金を受け取ることだけである（Burnham1941. 82～6．武山訳 87～91 頁)。

「所有とコントロールの分離」とは

以上のように，所有とコントロールの一体性を，折々の一定の労働生産力最大化として，平均利潤＝絶対地代，というバランス形成として理解する場合に初めて，両者の分離とは，平均利潤－絶対地代（固定費)＝経営者余剰というアンバランスの発生－それはまた減価償却積立金など社内「留保」による「自己金融」の肥大化を可能にさせる―に他ならないことが明らかになる。生産手段は実体としては固定資本概念といわば曖昧に重なることになる。バーリ・ミーンズが言うように，株式証券も配当金も固定資本の形成・所有を正確に標章するものではなくなる。実際に，バーナムによれば，「所有とコントロールの分離」という慣用句は，分配において特恵的取扱いめぐるコントロールからの，生産手段のコントロール・機能経営の分離を意味する―これ

こそ，バーリ＆ミーンズの分析の背後のあるもの—と再解釈することができる。

…この種の部分的な分離が，最近の二，三十年を通じて起きていることは事実である。所得とコントロール権とがアンバランスになった。…分配において最も特恵的な取り扱いを受ける，国民所得のうち最大の相対的分け前を得る［資本家階級］が，国の違いによりまた国民経済の様々な分野において程度は異なるが，生産手段に対するコントロールを喪失しつつある。分配の特恵的取り扱い措置のようなものを受けない［経営者］が，行使する生産手段に対するコントロールを増大させつつある(注7)。この二つの種類のコントロール（財産に対する生産手段としてのコントロールとそれがもたらす利潤の分配上の特恵的取扱い・コントロールとの—二つの基本的権利）の間にある関連性］が失われた状態が長く続くことはあり得ないことを，歴史上の経験が教えている。［生産手段］のコントロールが，決定的であり，それが，［生産手段の国有化によって］，経営者にとって確固たるものになる時には，それは，分配における［経営者］の特恵的取扱いのコントロールを伴うであろう。すなわち，所有権は国有化され，一義的に新しい支配階級，新しい優越階級（政党政治家，経営者と国家官僚との同盟—引用者）の支配のもとに，移っていくであろう。以上が経営者革命のメカニズムである。（Burnham1941．p94．武山訳 99 頁）

第二次世界大戦と経営者革命

究極的に生産手段の国有化がその経営者コントロールを保証するというバーナムのソ連モデルの経営者革命論は明らかに間違っていた。経営者革命および国家の経済への介入が相当に進んだとされるドイツも日本もアメリカも，ソ連邦のような全面的な国有化には遂に至らなかったからである。しかし他方で，バーナムの次のような展望は，決して全くの的外れだったとはいえない。1914 年の戦争は，資本家的社会の最後の戦争であり，1939 年に始まる二次大戦は，経営者による経営者社会（資本主義社会でも社会主義社会でもない）のための戦争である。ドイツ，日本，アメリカをベースにして，三つの，旧来の資本家的主権国家をはるかに超えるスーパー国家の発展がみられる。世界支配をめざすこれら

（注７）バーナムは次のように言う。現代の巨大な公開株式会社の成長と平行するいわゆる「所有とコントロール（経営）の分離」は，もちろん，広範囲にわたって認められている現象である。それは，広く読まれたバーリ・ミーンズ共著（1932 年）の主要なテーマであった。この本で著者たちは，合衆国の国民経済は，最大 200 の（非銀行）株式会社によって支配されていること（かれらは，これら株式会社の金融機関に対する関係は，議論しなかったが），そして第二に，これら 200 株式会社の大多数は，もはや，実際には，会社の名目上の法的所有者，すなわち，自分たちの名前で株式の過半数を保有する株主グループによってはコントロールされていないことを明らかにした（Burnham 1941．88）。

バーリ・ミンーズは，これら 200 株式会社を，「コントロールのタイプ」によってグループ化した。ごく少数の会社グループにおいて，コントロール権は，株式のすべてもしくは過半数の法的所有者である単一の個人，あるいはより多くの場合に単一家族によって行使された。もう一つのごく少数の会社グループにおいては，過半数には及ばないが，相当な百分率の株式を所有する個人ないしグループによって，コントロール権が行使された。しかしながら，ほとんどの会社（1929 年，200 社の 65％，それらの総資産の 88％を占める）は，「経営者によるコントロール」と，バーリ・ミーンズが，特別な意味を込めて呼称した会社であった。「経営者によるコントロール」とは，次のことを意味する。これらの会社の経営者（重役）は，その株式会社の株式のマイナーな持ち分比率を所有するにすぎないが，実際上は，会社の政策および取締役会のコントロールにおいて，自己永続的であり，そして，名目上の所有者である株主の過半数投票を，（株主が取締役会に総会での投票の代理を委任する）株主代理権行使を通じて，自由自在に，操作することができる。アメリカ電話電信会社（TTC）は，「経営者コントロール」の有名な事例である。（Burnham 1941．88）。

三つの経営者社会間の闘争こそが，二次大戦の基本的テーマとなる（Burnham 1941. p179）

実際に，ベルサイユ・ワシントン両条約体制という短命の世界政治経済システムを支えた米・日・ドイツの三極構造が，二次大戦後の，朝鮮の南北分裂，ドイツの東西分裂，そし，米ソ冷戦体制のもとに，1944 年のブレトンウッズ協定および安全保障条約体制（NATO，日米安保条約）を通じて，いっそう確実なものとして復活した（チプラ 1984）。バーナムがみた「経営者革命」と世界政治経済システムとの関連は，国際通貨における固定相場制から管理変動相場制への移行（IMF を伴うブレトンウッズ体制がこの移行で完全に崩壊したとは思われない），そして，1980 年代以後の「株主価値最大化」イデオロギーやレーガン，サッチャーの新自由主義と結びついて，いかに発展するのか？　—われわれが，本論文ではできないが，コーポレート・ガバナンス論争との関連において，できる限り解明していきたい課題である。

4．チャンドラーの経営者革命論

ラゾニック＆シン（2020）によれば，アメリカビジネスの経営者革命を論ずるアルフレッド D. チャンドラーや他の歴史学者にとっては，主要な産業企業の成長に対する重大な制約は，（バーリ・ミーンズのいう…引用者）金融へのアクセスでない。むしろ，会社の組織的能力—高品質の生産物を開発することができ，高固定費の低単位コストへの転換を許すほどに十分に大きい生産物市場シェアにアクセスできる組織的能力—を利用できる度合いである。コントロールからの所有の分離は，専門的な経営者による戦略的コントロール地位の引受けを可能にすることによって，イノベイテイブ企業という重大なソシアル諸条件に根拠を与える（Lazonik&Shin 2020. p.45）。ただしチャンドラーの「所有とコントロールの分離」に関する議論は，「分離」の原因を過去に求めるというよりも，一次大戦以後の現代株式会社の発展を解明するものとして，暗黙の了解があったといえるかもしれない(注8)。ともかくその点が明確にされていないことが大きな問題になる。

しかし，ラゾニック＆シン（2020）にとっては，課題はまず，1920 年代以後にバーリ・

（注 8）チャンドラーによれば，総合本社と多事業部制という革新的な機構を確立したのは，デユポンドとジェネラルモーターズが第一次大戦後まもなくであり，ジャージー・スタンダードが 1925 年，シアーズが 1928 年であった。（チャンドラー 1962. 邦訳 18 頁）。

チャンドラーによれば，現代企業の発展は次の通り。「…経済の多くの部門において，マネジメントという“目に見える手”が，かつてアダム・スミスが市場を支配する諸力の“見えざる手”と呼んだものにとってかわった。市場は依然として，財貨とサービスに対する需要の発生源ではあるが，しかし今や現代企業は，生産と流通の既存の過程を通づる財貨の流れを調整したり，また将来の生産と流通のためのリソースと人員を配分するという機能を，市場に代わって引き継ぐに至った。こうして現代企業は，これまで市場によって遂行されてきた諸機能をその手中に収めたために，アメリカ経済の中で最も強力な制度となり，その管理者たちは，経済的意思決定の中で最も影響力を持つグループとなるに至った。」（チャンドラー 1977. 邦訳 4 頁）

「一連の有給のミドルの管理者とトップの管理者によって運営される複数単位制企業は，まさしく現代的と呼ぶにふさわしいものである。しかしこのような企業は，合衆国においては，1840 年まで存在していなかった。けれども第一次大戦までには，この種の企業は，アメリカ経済の多くの部門において支配的な企業制度となった。そして 20 世紀中葉までに，これらの企業は何百人，ときに何千ものミドルおよびトップの管理者を雇用し，そうした管理者が，何万人あるいは何十万人もの労働者を雇用する，何十あるいはしばしば何百もの事業単位の運営を監督するようになった。これらの企業は，何万人あるいは何十万人もの株主によって所有され，年間何十億ドルもの事業を遂行した。（チャンドラー 1977. 邦訳 7 頁）

ミーンズがみた「専門的経営者による戦略コントロール」と無力な大衆的少数株主（株式所有の分散化）との相互関係として現れた「所有とコントロールの分離」について，その原因を，歴史的に19世紀末以後発展する株式会社企業に求めることである。「分離」の歴史的原因としては，バーリ・ミーンズの「金融へのアクセス」論は，所有制約克服説として否定される(注9)。一方で，チャンドラーの「イノベイテイブ企業」論は，経営制約克服説として積極的に支持される。しかしいずれにしても，当代の結果の発生原因をその一世代も前からの歴史的発展に求めるという，いわば一種の歴史主義的方法は，けっして正しいとはいえない。むしろしばしばその時代固有の歴史的意義の無視やミスリーデングにつながる。

この点に関連して特に気になるのは，ラゾニック＆シンが，1980年代以降，自社株購入の解禁によりますますマイナスになった株式発行純額を事例にして，株式市場の主要な機能は，会社が生産的な能力に投資するために使う現金を募ることにある，という「伝統として確立された常識」（新古典派のもの）を拒絶していることである。「合衆国の株式市場（そのうちNYSEおよびNASDAQ取引所は，ダントツに重要であるが）は，株式の買戻しの形で，ビジネス株式会社から総計で何兆ドルも引き出した。合衆国の株式市場は，価値創出と価値摘出との間の不均衡を作り出す上で最高位の機関になった。」（Lazonik&Shin 2020. p.41）。ラゾニック＆シンは，「先進国では，株式市場は，法人への資本の供給としては大したことはなく，実際には，法人からの価値の純摘抽出装置であるという考え方」を，次のように，19世紀末葉の（古典的な）株式会社と株式市場にもそのまま適用して，「所有とコントロールの分離」を説いている。

経営者革命の開始期という問題

①19世紀末葉の合衆国におけるビッグビジネスの勃興を振返ってみると，われわれは，株式市場の主たる機能は，法人投資のための現金調達ではなかったことを理解する。それは，むしろ，主要なビジネス企業の創設を導いた，所有者兼企業家ならびに彼らのベンチュア金融パートナーのために，今日，IPO・「新規株式公開」と呼ばれるものを通じて，彼らの投資の終了を可能とさせることであった。この過程が，法人株式の所有権を法人リソース配分に対する経営者的コントロールから分離し，流動的な公開株式市場と経営者資本主義との同時的な出現をもたらした（Lazonik&Shin 2020. p.42）。

②合衆国ビックビジネスの勃興における，経営者的コントロールからの株式所有の分離過程の中心にあったものは，1890年代と1900年代初頭の大合併運動であった。このほとんど永久的な合併が証明したものは，連

（注9）経営者革命とは，本当は，合衆国産業企業成長のための経営管理能力に対する束縛を克服することであった。だが伝統的な常識では，所有とコントロールの分離は，ビジネス企業の成長上の資本制約のゆえに起るとされる。すなわち19世紀末と20世紀初頭において，所有とコントロールの分離を導いたものは，鉄鋼，石油精製，電力，農器具，自動車など，固定費が高い産業における資本増大の要件が，家族所有とパートナーシップの金融能力を凌駕し，こうして，株式市場での資本調達を必要にさせた，ということである。バーリ＆ミーンズは，所有とコントロールの分離に関する1932年の古典的な研究である『現代株式会社と私有財産』において，この「資本制約」論を根拠づけようとした。またバーリ（1954）は，『20世紀の資本主義革命』において，生産と配分のための現代的組織は，個人またはその小グループによっては所有しえないほどに大きくならざるを得ないことを認めたうえで，経営者的コントロールからの株式所有の分離は不可避である，と述べた。しかし，バーリ＆ミーンズのこのような資本制約克服説は，歴史的事実によって支持されうるものではない（Lazonik&Shin 2020. p.45）。

続的な産物および過程イノベーションそして生産および配分施設の高速度利用が競争優位を維持するために最も重要であるような産業においてこそ，合併は存在する，ということであった。また，それらのもっとも成功した企業結合において，主導企業の所有者兼起業家は，生産的リソースを開発し利用する優れた経営者的能力に投資した。その初代の所有者兼起業家たちが産業分野から引退する時には，彼らにとってかわる用意と意志と能力をもつ，上級管理者からなる経験豊かな献身的な部隊が存在していた。(Lazonik&Shin 2020. p.42)。

③この場合に，株式市場は，次のように機能した。ウオールストリートの投資銀行—そのうちで最高位のものとしてJ.P. モルガンが存在していた—は，いち産業分野内におけるいちグループの企業合併のために発行される株式や社債をまとめて引受ける。この場合に，この証券引受けシンジケートは，所有者兼事業家ならびに彼らのベンチュア金融パートナーに対して，彼らの持ち株と交換に法人社債を発行する。こうして，ニューヨーク証券取引所（NYSE）で高い市場占有率を伴って売却しうる，いち企業体が創設される。証券引受けシンジケートは，引受けて保有する法人企業のその上場株式を，適切とみられる時に公衆に売り出す。結果は，法人株式所有の移転—最初の所有者兼企業家から，ますます広範に分散する株主人口への移転—である。かくして，1890 年代に産業証券市場において国民的市場が出現した。伝統的な常識とは反対に，大規模な産業企業法人の勃興が流動的な（証券を現金にかえやすい）株式市場を作り出したのであり，その逆ではない。(Lazonik&Shin 2020. p.42-3)

上の③では，産業企業の大型合併投資のために発行される株式証券を，銀行からなる証券引受けシンジケートが，社債と交換にいったん引きうけ，その後に公開株式市場で売り出す，すると大量の少数株主が生まれる（といっても株主の一株当たり利益は平等であるとする所有権者権利は消えていない），という一連の事実関係が示されている。それはアメリカやドイツなどの証券市場に対するユニバーサルバンキング上の特有な機構を示している。それは，「所有とコントロールの（分離ではなく）一体性」の論理を裏打ちする金融上の因果連関を意味する。実際に，ラゾニック＆シンは，②で「それらのもっとも成功した企業結合において，主導企業の所有者兼企業家は，生産的リソースを開発し利用する優れた経営者能力に投資した」としている。つまり投資銀行などにより支援を受ける「主導企業の所有者兼企業者」にとっては，戦略コントロールとしての企業合併は，それ自体としては，なんら「所有とコントロールの分離」を意味するものではない。したがって，そのような機構上の事実関係を，引用文①，②のような，「所有とコントロールの分離」という歴史的過程の説明のために流用することは，もともと無理である，と言わなければならない。

株式会社では，最初から所有からコントロールは分離しているとか，株式市場の主要な機能は固定資本形成のための資金調達ではないとか，自己金融が中心的であるとか，所有者兼起業家は，IPO を通じて，彼らの投資を終了するとか，ラゾニック＆シン（2020）が，一般的としている歴史的事実を証明するものを，われわれは，一次大戦前において合衆国の株式会社や証券取引所の発展のなかに見いだすことはできない。

かれらに見られるような，結果の原因を歴史的過去に求める方法が問題なのは，結果をもたらす直接的な原因を見失うとともに，過去の歴史の固有な意義づけを封ずることにもなるからである。前に示したわれわれの原理論・段階論上の仮説によれば，「所有とコントロールの分離」は，国家財政および金融市

場のありかたを抜本的に変える第一次大戦にその直接的な原因がある。一次大戦前は，国際的金本位制と自由主義的な貿易・金融システムとさらに相当に低率の資本所得税（理論上，差額地代，しかもその一部に限定されよう）のもとに，公開株式会社の「所有とコントロールの一体性」は体制的に堅持されていたといってよい（河西 2017）。実際にベブレン（1923）は，一次大戦以後に，私有財制度が世界的に社会問題化していることを指摘した。そのほか，マーシャル，シュンペーター，ヒルファーデング，宇野弘蔵など，一次大戦前の古典的な株式会社に関して，「所有とコントロールの分離」を主張した経済学者はいない。

5．経営者支配の構図

ラゾニック＆シン（2020）の「価値創出のためのイノベイテイブ企業およびその社会的諸条件に関する理論」は，「所有とコントロールの分離」あるいは，「留保と再投資レジーム」の開始時点を 1890 年代としている。以下においては，そのすぐれた理論の適用範囲は，はっきりと一次大戦以降に限定されるべきではないか，またそれによって，この理論の宇野三段階論への転換も可能になるのではないか，という点を中心に，簡単に検討することにしたい。

ラゾニック＆シン（2020）によれば価値創出とはイノベイテイブ企業の目標である。そのためには，イノベイテイブなリソース配分の権限を持つ戦略コントロール，戦略コントロールを遂行するイノベイテイブな組織統合，さらに前二者を可能にする，自己金融を株式発行などで補足する金融上の責務，以上の三つの「ソシアル条件」が必要である。この三つの条件は，一次大戦前の機能経営者が担う経営上のコントロールをはるかに超えている。固定資本形成やそのための資金調達など，株主総会のフィデシアリー（社外取締役）としての所有者権利・義務上の仕事を，本来的には機能経営者にすぎない社内取締役（日本ではしばしば企業人とよばれる）が形式的にはともかく実質的に担うことになる。ここにおいては安定的な経営上の目標は，配当金として支払われる固定費 rS（固定資本金額×利子率＝固定資本費，原理的には絶対地代），変動費 gHQ，人件費 wL，税金の支払いを回収し，経営者余剰を最大化する製品販売収入（pQ）の増大である。経営者余剰あるいは余剰資金は，利潤から差し引かれる減価償却費などの内部留保を形成し，自己金融に向けるなど経営者にとって使い勝手の良い資金を意味する。経営目標は，古典的株式会社では原理的にそうであったような，株主への配当金・資本所得の最大化などではない。むしろ，従業員，株主，顧客や取引先，金融機関，地域社会など，ステイくホルダーに関連する企業経営体自体の維持と拡張である。かくしてここに，バーリ・ミーンズ以来の「所有からコントロールを分離」する，今日では先進国のどこでもみられるが，しかし合衆国を典型とする「現代株式会社」が成立する。

A. 戦略上のコントロール；イノベションは，生産的リソースの開発と活用にむけたリソースの戦略的配分を必要とする。戦略をイノベーションに変換できるそのソシアル条件は戦略的コントロールである。それはイノベーションの過程に内在する，技術上，市場上，競争上の不確定要素に対抗して，政策立案者に，企業のリソースを配分する権限をあたえる諸関係のセットを意味する。イノベーションが起こるためには，戦略的な政策立案の地位を占める人々が，リソースをイノベイテイブな投資戦略に配分する能力とインセンテイブの両方を持たなければならない。そうするための彼らの能力は，彼らが戦略的コントロールを行使するその組織が持つ進行中のイノベイテイブな可能性が，新しい，一般的に

補完的な能力への投資によって，いかに強化されうるか，という点についての知識に依存していよう。そのように行動するための彼らのインセンテイブは，彼らがその競争上の優位性を獲得し維持することにおいて統括するビジネス組織の目的に，彼らの個人的な関心を連携させることに依存していよう。(Lazonik&Shin 2020. p21-2.)

B. 組織上の統合：イノベイテイブな戦略の遂行は，組織を必要とする。組織をイノベーションに変換しうるソシアル条件は，組織上の統合である。それは異なった階層上の責任と機能上の能力を持つ人々が戦略的目的のために彼らのスキルや尽力を提供する上でインセンテイブを創り出す諸関係のセットを意味する。組織上の統合の必要性は，仮にここでの投資の高固定費が低単位コストに転換されるべきだとすれば，イノベイテイブな投資の高レベルでの活用を保証するその責務と結びつくイノベーション過程の複雑さから導き出される。仕事の満足度，プロモーション，報酬，便益，参加型マネジメントの形態における報酬・賃金様式が，個々人を組織に統合する上で重要な手段になる。しかしながら，イノベションを生み出すためには，報酬・賃金様式は，従業員を引き込み維持することによって労働市場を単純に管理する以上の意味をもつ。それは，またイノベイションの本質であるラーニング過程を管理する報酬システムの一部でなければならない。特に，報償システムは，共同ラーニングに携わる個人としての従業員を動機付けするものでなければならない。(Lazonik&Shin 2020. p22.)

C. 金融上の責務；この共同ラーニングは，さらに，長い時間をかけて累積していく。そのようにラーニング組織を維持し発展し続けるためには，金融上のリソースの持続的な責務が必要となる。金融をイノベーションに転換し得るソシアル条件は，金融上の責務である。つまり，累積的イノベーション過程を維持するための資金の配分を，それが金融上のリターンを生み出すまで保証する諸関係のセットである。しばしが，「根気よく働く」資本と呼ばれるものが，イノベション過程が引き起こす固有の不確定性にもかかわらず，長い時間をかけて累積する共有ラーニングから導き出される可能性を有効にさせる。(一次大戦以後には…引用者) 内部的収益に対する戦略的コントロールは，金融上の責務の重要な形態であるが，しかしこのような「内部的資本」は，多くの場合に，社債発行，銀行負債，株式発行（これらは，様々な時代と場所で，多かれ少なかれ，イノベイション過程の維持に責務を負っている）といった金融の外部的源泉によって補完されなければならない[(注10)]。(Lazonik&Shin 2020. p22.)

(注 10) ラゾニック＆シン（2020）は，1980 年代以降の株式市場発展における機関投資家やヘッジファンドの登場によって，いかに，「株主価値最大化」が法人企業経営者を巻き込んで，支配的なコーポレートガバナンスイデオロギーになったか，それはバーリミーンズの提起した「所有とコントロールの分離」と私有財産制度との関連の問題において，何を意味するか，を解明しようとしている。

「本書は，合衆国において株主価値最大化として知られる法人企業の財産配分イデオロギー――これは，1980 年代に出現し，ビジネススクールや法人企業の役員室で戦略的思考を支配するようになった―が，いかに，持続的な繁栄の社会的基盤を弱体化させ，結果的に雇用の不安定性，のろい生産性成長をもたらしたのかを，説明する。合衆国における持続的繁栄に対して何が起こったかを説明することにおいて，われわれは，合衆国経済における，主要なビジネス法人企業における価値創造と価値摘出との不均衡の増大に焦点を当てる。この不均衡の中心には，合衆国の主要なビジネス法人企業における価値創造と価値摘出との関係を決定するコーポレートガバナンス諸機関が存在する。その不均衡は，合衆国においては，合衆国経済が全体として価値摘出経済として適切に描き出される点まで相当に極端になったので，強奪的な価値摘出が中心的経済活動になったほどである。」(Lazonik & Shin 2020. p.1)

原理論・段階論・現状分析

以上に見るように，イノベイテイブ企業論は，「永続的」経営者革命論でもあると見なすことができる。この場合に価値創出を実現するイノベイテイブ企業の「三つのソシアル条件」は，常に互いに重なり合って機能すると理解すべきであろう。ここで「ソシアル」というのは，共有，共同など集団性といったことを示すのであって，現代株式会社が有すると一般的に見なされているような公共性とか社会性などを意味するのではない。またラゾニック＆シン（2020）は，合衆国政府による物理的インフラ投資あるいは人的知識ベース投資が，しばしばいかに民間企業のイノベーションを支えるかを「イノベイテイブ企業とその societal 諸機構」として論じている。イノベイテイブ企業と政府の政策の相互作用は，企業における価値創出と価値摘出のバランスを創り出す，と。ただしこの国家社会と企業との相互作用ということでも，第一次大戦を画期としてはいない。この点でも，バーナムの経営者革命論の世界政治的展望とは相当に異なることは，注意されてよい。

ラゾニック＆シン（2020）によれば，「シュンペーターのエコノミストとしての偉大な強さの一つは，結果的に巨大株式会社の勃興と支配に関する実証的な研究を，単に事実の列挙には終わらせない，歴史と理論を統合する必要性の認識である」。（Lazonik&Shin 2020. p15.）われわれは，「歴史と理論を統合する」という点に関して，特に次のことを指摘したい。シュンペーターの『経済発展の理論』は，原理論（静態論理＋動態論理）とそれを金融市場で裏打ちするものとしての歴史論（段階論）の二面を統合している，と言うことである。

つまり，上の B. でいう，産業部門内に自由競争を通じて，「投資上の高固定費を低単位コストに転換させる」というイノベイテイブ企業の核心部分を，シュンペーターは，資本主義の歴史的発展の意味とは厳格に区別して，資本主義経済発展上の原理として論じている。ワルラスの一般均衡論が開発した純粋経済（われわれは純粋資本主義という）における限界原理上の静態循環経済の論理に，高度な固定資本形成にもとづいて資本家階級が提供する固定資本用益を使って，競争上優位に立てるより高品質かつより低生産費の物財やサービスを生産するという経済発展の動態論理を接木したのである。固定資本の形成やそのための金融システムは，シュンペーターでも，原理上の問題でなく歴史的な経済発展の事例をなすものとして，直接的にはその動態論理からは除去されている。

このように，「静態論理＋動態論理」（これを，経済原則を私有制と価値法則によって特殊的に実現するという宇野原論で整理して）によって，資本主義経済の自立的論理を証明するものとして原理論が確立することになると，その経済論理を裏打ちし現実化させるものとして金融市場を通じる固定資本の歴史的形成という段階論の課題が明らかになる。さらにその上で，一次大戦以後は，原理論・段階論標準―労働生産力の発展などあらゆる社会形態に通づるものとしての経済原則を私有制度・限界原理・労働量価値原理を通じて実現するという資本主義的標準―から乖離して，脱資本家的（経営者革命的）イノベイティブ企業の集合をマクロの世界政治・世界経済を通じて，いかに是是非的に実現するか，という現状分析的研究課題が明確になる。

なお補足すると，価値創出組織としてのビジネス企業が，価値創出と価値摘出をバランスさせるという場合（Lazonik&Shin 2020. p14.）には，正確に原理論的に，平均利潤（価値創出）＝絶対地代（固定費・価値摘出）を標準とすべきであろう。一次大戦前には段階論的に，原理の作用によってその等号が成立つ。もし一次大戦以後，その等号が成立たなくなる時は，つまり平均利潤（価値創出）

＞もしくは＜絶対地代（固定費・価値摘出）の場合は，価値創出と価値摘出のアンバランスが発生したことを意味する。つまり「所有からコントロールを分離」させる「留保と再投資」レジームというのも，価値創出と価値摘出のアンバランスの一つの形態をなすものとして，19 世紀末葉からではなく，一次大戦後に初めて始まると理解すべきである。それが 1980 年代以降は，「ダウンサイジングと分配」レジームへと逆方向にアンバランスすることになる。一次大戦以後は，国家や世界政治のさまざまな介入によって，価値創出と価値摘出とのアンバランスの発生は避けられない。ここに世界的規模で経済的安全保障上の課題が生まれ，各国政府の経営者支配上の政治経済的権力の役割が明瞭になる。そのアンバランスの行き過ぎをくりかえし再調整，再三調整するものとして（パニッチ＆ギンデイン 2012）。

参 考 文 献

・Julius Krein（2021）The Value of Nothing; Capital versus Growth. American Affairs Fall 2021. volume V Number 3
・William Lazonick and Jang--Sup Shin（1920）Predatory Value Exraction. Oxford
・Terry Hathaway, Neoliberalism as Corpoarate Power, Competition & Change 2020, Vol.24（3-4）
・Julius Krein, 2017, James Burnham's Managirial Elite. American Affairs. February 9
・Eric Tymoigne and L. Randall Wray（2016）. The Rise and Fall of Money Manager Capitalism. Routhedge
・L.ランダル・レイ（2016. 横川太郎監訳・鈴木正徳訳 2021）『ミンスキーと〈不安定性〉の経済学 ― MMT の源流へ』白水社
・William Lazonick（2012）Alfred Candler's Managerial Revolution; developing and utiliazing productive resources. edited by William Lazonick & David J. Teece
・レオ・パニッチ＆サム・ギンデイン（2012，長岡豊，芳賀健一，沖公祐訳 2018）『グローバル資本主義の形成と現在』作品社
・Thorstein Veblen（1923.2009）Absbetee Ownership. Transaction Publishers
・Randald C. Michie（2006）The Global Securities Market. A History. Oxford
・Alfred D Cahndler（1977）The Visible Hand. The Managirial Revolution In America.
・アルフレッド・チャンドラー（1977），『経営者の時代上・下』（鳥羽金一郎。小林袈裟治訳 1979）東洋経済新報社
・アルフレッド・D・チャンドラー，ジュニア（1962）『経営戦略と組織』（三菱経済研究所訳 1967）実業の日本社
・アドルフ・A・バーリ（1959. 加藤寛・関口操・丸尾直美訳 1960『財産なき支配』論争社
・ヴェブレン著・橋本勝彦訳 1942・昭和 15 年，『アメリカ資本主義批判』白揚社
・ジェームズ・バーナム著（1941，武山泰雄訳 1965『経営者革命』
・James Burnham（1941）The Managerial Revolution What is Happening in the World. Greenwood Press.
・A.A. バーリ・G.C. ミーンズ（1932・森杲訳 2014）『現代株式会社と私有財産』北海道大学出版会。
・Adolf A. Berle & Gardiner C. Means（1932）. The Modern Corporation & Private Property. Harcourt, Brace World. Inc.
・Thorstein Veblen（1923.2009）. Absentee Ownership. Transaction Publishers